

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 8 日現在

機関番号：17501
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2014～2016
 課題番号：26380740
 研究課題名(和文) 行政・社会福祉法人と連携した生活困窮者支援策の開発・推進に関する実証的研究

 研究課題名(英文) Empirical Research Cooperating with Administrative Organizations and Social Welfare Service Corporations about Development and Promotion of Policy to Support Independence of People in Need

 研究代表者
 棕野 美智子(Mukuno, Michiko)

 大分大学・福祉社会科学研究科・客員研究員

 研究者番号：90307976

 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：大分県臼杵市と日出町の個別事例の調査からは、障害者と「非障害者」、福祉的就労と一般就労、現金給付と現物給付、行政と民間、公平性と個別性、専門職と非専門職、小地域と広域など福祉の現場に存在する様々な対立、二律背反の構造が浮かび上がった。また、イギリスのオックスフォードの貧困地域での調査からは、地域を基盤とした政策の重要性、意思決定支援や福祉手当の申請、不服申立て支援など民間団体によるアドボカシー活動の重要性が明らかになった。二律背反構造を乗り越え、地域に基盤をおく総合的で柔軟な支援体系の創出には、ソーシャルワークが機能する政策づくりと政策が機能するソーシャルワーク実践が求められる。

研究成果の概要(英文)：We researched individual cases of people in need in Oita Prefecture, and found a structure of conflicts. These conflicts and viewpoints for reforming the structure are as follows: disabled vs. "non-disabled" - support focusing on "difficulties in daily life", work with welfare support vs. general work - independence and social participation through work, statutory vs. voluntary sector - partnership by diverse actors, equity vs. individual needs - discretion based on professionalism, professional vs. non-professional - creation of new actors and so forth.
 We also researched recent social policy changes and activities by voluntary organizations in England, and found the importance of area-based policies and advocacy activities.
 It is necessary to reform the structure of conflicts and create a new support system, inclusive and flexible, based on area, and for that we need policies that make social work function and social work that make policy function.

研究分野：社会保障、社会福祉政策、地域福祉

キーワード：個別事例調査 障がい者と非障害者 福祉的就労と一般就労 現金給付と現物給付 行政と民間 イギリスの貧困地域 アドボカシー 政策とソーシャルワーク

1. 研究開始当初の背景

(1) 生活保護の被保護者、特に稼働年齢層の増加が大きな問題となっていた。生活保護は社会保障の最後の受け皿であり、そのありようは社会経済の状況や他の社会保障制度のあり方によって規定される。現在の社会保障制度は、男性が正規職として働いて妻子を養い、無業の妻が家族内のケアを担うという雇用と家族のあり方をモデルとした社会保険、そのモデルから外れるグループのニーズに対応する社会福祉の諸制度、それら両制度で対応しきれない人への最後のセーフティネットとしての生活保護で構築されている。しかし、21世紀ポスト産業社会において非正規職の増加、未婚率の上層、家族規模の縮小などが進み、従来の社会保障制度ではそのニーズに適応できない者が増加し、その一部が生活保護に流れ込んで、稼働年齢層の被保護者数を押し上げていた。

(2) このようなニーズに対応するため、生活困窮者自立支援法が2013年12月に成立し、また法の成立前の10月から全国の自治体でモデル事業が始まっていた。しかし、生活困窮者自立支援制度は急増する生活保護の被保護者への対応のために短期間で設計され、社会保障制度全体の中での体系的な位置づけや、制度が実質的に機能するために必要な事業整備や人材育成、地域における包摂などについての十分な研究蓄積の上に設計されたものとは必ずしもいえなかった。

(3) 生活困窮者支援については従来、公的扶助など金銭給付の研究が多かったが、近年は社会的包摂の概念の下に、経済、社会、政治、文化など多角的アプローチの重要性、雇用政策も含めた社会政策全体の再設計の必要性が指摘されている。しかし、理論的研究が多く、いくつかの調査報告は出されているものの、地域における支援事業を実証的に研究し、課題を析出して支援施策の開発・推進及び社会保障制度体系の具体的再設計につなげる研究は行われていなかった。また、ソーシャルワークと社会福祉政策の研究が別々に行われ、統合的研究がなかった。

2. 研究の目的

(1) 厚生労働省のモデル事業が行われている大分県臼杵市における生活困窮者自立支援の実態と課題を明らかにする。具体的には、支援の基本となる総合相談事業について、相談者のニーズ、アクセスルート、関係機関との連携、中間的就労等の具体的支援内容と効果を個別のケースごとにプロセスにも着目して把握し、総合相談事業が機能し、効果を上げるための課題を明らかにする。

(2) 臼杵市の実態を基に、他地域の状況も参考にしながら、生活困窮者自立支援制度の中核となる中間的就労事業について、行政、社会福祉協議会、施設を保有する社会福祉法人、NPO等実施主体のあり方も含め、実態と課題を明らかにする。

(3) イギリスのオックスフォード大学がオックスフォード市の貧困地区で永年先駆的に実施してきた生活困窮者支援研究に携わってきたテレザ・スミス元教授の協力を得て、同地区での支援の実態を福祉のみならず都市計画の観点も含めて明らかにする。

(4) 以上の結果及びほかの社会保障制度や社会福祉制度との比較考察から、生活困窮者自立支援制度の具体的事業相互の関係及びほかの社会保障、福祉政策等との関係を明らかにし、生活困窮者の具体的支援策とそれを支える制度改善方策を統合的に明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 臼杵市、臼杵市社会福祉協議会及び臼杵市から家計支援事業を受託しているグリーンコープ並びに研究開始後に協力が得られることとなった日出町社会福祉協議会を訪問し、総合相談事業等について、個人が特定されないよう配慮された形で個別ケースのヒアリングを行った。相談者のニーズ、アクセスルート、関係機関との連携、中間的就労等の具体的支援内容と効果をプロセスにも着目して把握した。また、臼杵市から就労準備支援事業の受託や中間的就労を受け入れている事業所を訪問し、観察及び受託や受け入れに至る経緯や就労状況のヒアリングを行った。

(2) 大分県、大分県社会福祉協議会を訪問し、大分県内の事業実施状況とその評価についてヒアリングを行い、佐伯市社会福祉協議会、大分市社会福祉協議会及び国東市社会福祉協議会から事業の実施状況をヒアリングした。また、一時生活支援事業のために施設を設置した社会福祉法人大分県社会福祉事業団、就労準備事業の場を提供している佐伯市にある障害者支援施設の協議会を訪問し、ヒアリングを行った。そのほか県外で市が事業を直接実施している彦根市を訪問してヒアリングを行った。

(3) 2015年2月21日に「生活困窮者自立支援制度の施行に向けて - コミュニティを紡ぎ直し、制度を編み変える -」をテーマに、2016年2月27日「働くことに困難を抱える人々への支援を考える - 生活困窮者自立支援制度と就労支援」をテーマに、大分大学福祉シンポジウムを開催した。

(4) イギリスのオックスフォード市を訪問し、オックスフォード大学のテレザ・スミス元教授、ジョージ・スミス元教授、フラン・ベネット主席調査研究員のほか、オックスフォード市議会議員、市職員の参加を得て、オックスフォード市の生活困窮者支援及び背景となるイギリスの政策について研究会を行った。また、オックスフォード市内の2つの貧困地区を訪問し、そこで7つの民間非営利団体から支援活動のヒアリングを行った。

(5) 以上の結果から生活困窮者自立支援制度の具体的事業相互の関係及びほかの社会

保障、福祉政策等との関係を明らかにし、生活困窮者の具体的支援策とそれを支える制度改善方を統合的に明らかにするため、計7回の研究会を行った

4. 研究成果

(1) 臼杵市及び日出町の調査結果

調査時点で自立支援プランが策定されていた事例は臼杵市11、日出町5の合計16であり、次のとおり。

- ・ 単身障害者
町営住宅入居 + 障害者就労事業所
- ・ 単身男性
住み込み就労 救護施設拒否
- ・ ひきこもり
家族の選択により他県で入院
- ・ 農家3世代5人世帯
農業経営の不振 病気(障害)の長男
- ・ 母子+弟の4人世帯
弟による暴力 母が就労
- ・ 祖母と孫
児童扶養手当と地域の人の支援で生活
生活保護は拒否
- ・ 被保護単身男性
代行運転就労 2種免許取得資金の貸付
- ・ 祖母+母子+祖母の内縁の夫6人世帯
葬儀への交通費の貸付
祖母と母の不仲
- ・ 祖父母+母子+弟5人世帯
祖母と母の不仲 子の就労支援
- ・ 弟と2人暮らし
被保護 兄の就労支援
- ・ 母子3人世帯(子は10代後半)
母非正規 長女アルバイト
生活保護は子が拒否
- ・ 祖母+母子の4人世帯
高校入学時の費用貸付 家計相談拒否
- ・ 父を亡くした単身男性
就労支援
- ・ 母子3人世帯(子は小学生)
中学進学費用貸付
家計支援で滞納整理
母正規就労
- ・ 親子3人世帯
妻の精神障害による虐待の恐れ
- ・ 母子2人世帯(子は高校中退)
被保護 安心サポート
母一般就労で自立へ
これらを分類すると次のようになる。
- ・ 母子家庭(7事例): うち学校の入学金、制服等の一時的費用の支払いが困難(3事例)、子どもが高校中退後非正規就労で月4~5万円の収入しか得られない(2事例)、高校との連携や若者の就労支援が課題。
- ・ 老齢年金が若年者も含めた世帯の主たる収入となっている(5事例): 問題の先延ばし、潜在化になっており、若い世代の就労支援が課題。
- ・ ひきこもり(1事例): 保健所保健師との同行訪問や医療機関との連携、PSWの訪問が課

題。これ以外にも顕在化していないニーズが多く、調査により把握することが課題。

・ 精神や知的障害が疑われる(4事例): 障害の受容が難しい。手帳の取得や障害年金の取得の支援及び障害者施策との連携が課題

・ 賃貸住宅や就労の保証人が問題になっている(2事例): 家賃保証は保証協会が利用でき、緊急連絡先は社協等とすることによって解決。宅建協会等との連携による協力要請や啓発が課題。

・ 土地の処分・活用等に支援が必要(2事例): 司法書士等との連携・成年後見の活用、農地の場合は農業担当部局との連携が課題。

法が対象としていない高齢者の場合、この問題はもっと頻出していると考えられる。

次の既存施策が有効に機能している。

・ 生活福祉資金等の貸付け

生活保護より相談の敷居が低く、家計状況を聞き出せるので、家計相談の糸口にもなっている。特に緊急つなぎ(市や社会福祉協議会の単独事業で審査期間が不要で融通が利く融資)は社協の日常生活支援事業での通帳預かりを条件としているので、支援の継続につながられる。

・ 児童扶養手当

就労収入と併せて母子家庭が生活保護を受けずに自立生活をぎりぎり可能とする下支えになっている。

逆に課題は、様々な機関との連携の強化である。

・ 保健師や障害者施策担当部局: 障害児・者支援の網から漏れた人が困窮に陥っているケースは、障害者支援制度の機能不全が生活困窮として顕在化しているとみることができ。また、精神障害者については市町村保健師の研修強化が必要である。

・ 司法書士や弁護士: 従来の顧問司法書士、顧問弁護士という形では不十分であり、チームとしてネットワークを構築して、直接支援に携わって相談員をバックアップする体制整備が必要。

・ 教育委員会: 制服、学用品のフリーマーケットなどにより一時的出費を抑えることや、特に高校との情報共有による中退者のケアが必要。

・ 社会福祉法人: 個別制度の対象者の枠を超えた者であっても、行っているサービス(就労支援事業など)が支援に有効であれば活用することが必要。その部分の費用は社会福祉法人が社会貢献として負担することが考えられる。また、対象者を限定しない社会事業授産施設等の制度の活用も考えられる。

特に就労支援においては次の課題がある。

・ ハローワークに出ない求人ニーズを開拓すること。声かけや面倒見のよさ、仲間がいる職場が望ましい。

・ 通勤の足を確保すること。公共交通がない、あっても高いなどの課題がある。

(2) イギリスのオックスフォードの調査結

果

近年の福祉政策の変化

・実施主体：中央政府や地方自治体などの公的セクターが事業の実施から後退して、ボランティアセクターが契約によって委託や助成を受けて実施することが多くなっている。

・地域ベースの反貧困戦略：1997年から2010年までの労働党政権の福祉政策は、地域ベースの分析、反貧困戦略、コミュニティ全体に対する支援を基本としており、そのために地域の貧困度測定指標が作成された。イングランドを32,844の地域に分け、37の情報を用いて指標を用いて地域の貧困度を複合的に測定するもの。これによって地域を分析すると、オックスフォードのような平均所得の高い市の中にも一部貧困地域があることがわかる。指標を利用して最も貧困な地域から反貧困の政策が実施された。「個人」より「地域」に、「質」より「量」に、「焦点化」より「普遍化」に重点が置かれた。2010年の保守党・自由党の連立政権以降、政策は「個人」への「焦点化」に移行した。

・シュアスタートとチルドレンセンター：貧困度の高い子どもは成人後の達成度が低いこと、イギリスの子どもの貧困は増大しつつあり政策は不整合であること、就学前のサービスが格差解消につながることを調査により明らかになり、労働党政権は乳幼児に関する包括的な支出の見直しを行った。250の最貧困地域で4歳未満の子どもがいる家庭は保育、教育、保健、家族支援、雇用、訓練の全サービスを提供するシュアスタートプロジェクトが始まり、2004年にチルドレンセンターの制度ができた。調査によると、チルドレンセンターの利用により子どもや家族の様々な面で改善がみられる。連立政権以降、中央政府の予算が削減され、用途を特定した助成金が交付金となり、チルドレンセンターの存続県では廃止が決まっている。

貧困地域の再開発

・低所得者住宅政策：イギリスにはドイツやフランスのような家賃規制法がないので、オックスフォード市では低所得者の住宅問題は、住宅開発計画、公営住宅、貧困そのものへの政策で対応している。住宅開発許可に際しては、半分以上を低所得者向け住宅にする条件を付け、住宅協会又は市が買い上げる。市の周辺部に公営住宅があるが、できるだけ民間住宅と混在させ、統合は進んでいる方である。市の貧困政策としては、現金給付として住宅手当や住民税の減税がある。

・貧困地域の再開発：オックスフォード市の貧困地区であるバートンでは現在でも市中心部の家賃高騰により一般市民の流入が進みつつあるが、市と開発業者が共同で会社を設立し、広大な隣接地にバートンパーク開発事業が行われている。整備目標は885戸、その40%は低所得者向け住宅で、かつ販売用住宅と同一仕様の条件が付けられている。オックスフォード市の貧困地区であるブラ

ックバードレイズでは、市と住宅協会によるグレイターレイズと呼ばれる団地の拡大が行われつつあり、ヨーロッパ最大の団地の一つとなっている。ここでも、低所得者向けとその他の住宅が混在し、かつ外観では違いがわからないように工夫される予定。住宅協会はコミュニティセンターの運営なども行っている。

民間非営利団体活動

・バートン及びブラックバードレイズで活動している次の7民間非営利団体を調査した。
・チャイルド・ポバティ・アクション・グループ (Child Poverty Action Group) / 子どもの貧困撲滅のための活動

・バートンコミュニティ協会 (Barton Community Association) / バートン地区でのコミュニティ支援活動

・ゲッティングハード (Getting Heard) / バートン地区でのアドボカシー活動

・オックスフォードシャー・ウェルフェア・ライツ (Oxfordshire Welfare Rights) / バートン地区での福祉手当に関する不服申立ての支援

・アグネス・スミス・アドバイスセンター (Agnes Smith Advice Centre) / ブラックバードレイズ地区での福祉手当に関する不服申立ての支援

・ピープル (PeepLe) - ブラックバードレイズ / 地区での幼児教育と親への支援

・オックスフォード・ユース・エンタープライズ (Oxford Youth Enterprise) / での若者活動の支援

アドヴォカシーに取り組んでいる団体が多い。チャイルド・ポバティ・アクション・グループでは貧困者の声を届けるための調査やキャンペーン、議員や市職員も含め関係者への教育、不服申立の支援を行っている。ゲッティングハードは、意思決定能力法、介護法及び精神保健法に基づく意思決定支援をオックスフォード県との契約により行っている。法に基づかない、高齢がん患者やコミュニティでのアドヴォカシーも行っている。オックスフォードシャー・ウェルフェア・ライツとアグネス・スミス・アドバイスセンターはそれぞれの地区で福祉手当に関する申請と不服申立ての支援を行っている。申請主義や契約主義は当事者の権利を明確にする一方で、職権による措置に比べて意思決定に困難を抱える者がおきざりにされるおそれが大きい。社会保障給付が複雑になるにつれ困難はより増加する。意思決定支援や申請や不服申立ての支援などアドヴォカシー活動の必要性が増していると考えられる。

また、貧困の連鎖予防のために、ピープルが行っている就学前の子どもへの保育・教育と親への支援、オックスフォード・ユース・エンタープライズが行っているグループによる若者活動の支援を通じた主体性獲得と課題の明確化など、子どもや若い世代への支援活動もある。

(3) 調査結果を踏まえた分析と考察

生活困窮者自立支援の実施状況を調査するなかで様々な課題が見えてきたが、さらにその背後に福祉の現場に存在するさまざまな二律背反構造が明らかになった。個別課題の解決には、対処療法的に支援方策を開発するだけにとどまらず、これらの二律背反構造を乗り越えることが求められており、その視点を挙げると次のとおり。

・障害者と「非障害者」「生活のしづらさ」に対応した支援

生活困窮者には障害が疑われるが、本人側または制度側の理由で障害者としての支援を受けていない人がいる。障害の有無ではなく生活のしづらさに着目した支援を可能とする制度が求められている。

・子どもの貧困と世帯への支援 地域で子どもと親を支える

複合的な問題を抱える家庭の子どもに対しては家庭外に居場所や学習支援の場を設けることが必要であるが、同時に家庭そのものに対する支援も必要であり、その両方が地域で行われることが求められている。

・福祉的就労と一般就労 「就労」による自立と社会参加

経済的自立につながる労働市場への参加としての一般就労と、それができない者の社会参加としての福祉的就労という区分ではなく、多様な能力・意欲に即した就業を支援することが求められている。

・居住確保と生活支援 「新しい」居住支援のための視座

住居確保給付金の支給と宅建協会との連携や家賃保証により住宅を確保するだけでなく、そこで安心して暮らすためには生活支援が不可欠であり、それらを一体とした新しい居住支援が求められている。

・申請主義とアウトリーチ 多元的なニーズ把握とアセスメント

申請主義が単なる待ちにならないためにはアウトリーチも含めた多様なルートによるニーズの把握と適切なアセスメント、本人の同意を得る意思決定支援が求められる。

・現金給付と現物給付 安定した日常生活のプロセスを支援するという観点

金銭が給付されてもそれが生活の安定につながるには支出面の支援が、またサービス給付につなげて継続的な利用がなされているかどうかのモニタリングが必要であり、生活のプロセスを支援するという観点が求められている。

・行政と民間 多様な主体によるパートナーシップの構築

多くの自治体で社会福祉協議会等に委託が行われているが、「丸投げ」になってしまったり、逆に何でも行政にお伺いを立てなければできないなど、民間主体のよさが活かされていない例もみられる。社会福祉協議会だけでなく、NPO や企業など多様な主体と、委託

だけでなく多様な形で連携していくことが求められている。厳密な役割分担より、チームとして取り組むことが望まれる。

・公平性と個別性 専門性に裏付けられた裁量の確保

生活困窮者自立支援制度は個別事情に応じて支援を行う必要があり、国による細かな基準は適さず、現場の裁量にゆだねられる面が大きい。それが恣意に陥り不公平につながらないためには支援員のソーシャルワーカーとしての専門性を高めることが求められている。

・専門職と非専門職 新しい担い手の創造 生活困窮者の支援を公的費用で報酬が支払われる専門職だけで行うことは困難であり、地域住民として支援を行う新たな担い手を創り出すことが求められている。

・小地域と広域 生活から地域を変えるまちづくり

住民が広域に設置されたタテ割りの専門機関に向かうのではなく、生活に近い小地域に支援の拠点を置いて総合相談を行うことにより、本人を中心とした広域専門機関のネットワークによる支援体制を組み立てることが求められている。

人口減少、高齢化が進む日本においては、制度により厳格な給付要件を定め対象者を切り出してターゲティングしていくよりも、地域をベースにした柔軟で総合的なサービスの創出が求められている。そのためには、ソーシャルワークが機能する政策づくりと政策が機能するソーシャルワーク実践を進めていくことが必要である。それによって生活困窮者自立支援制度は、二律背反構造を乗り越えて新たな福祉サービス体系を地域に創出する手段となりうるのではないだろうか。

本研究の成果は、これまで別々に発展してきた福祉政策とソーシャルワーク研究の統合により、新たな社会福祉研究の地平を開く可能性を示唆するものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計15件)

棕野美智子、廣野俊輔、姫野由香、イギリスの貧困地域における民間非営利団体の活動 オックスフォードの事例 (1) 福祉社会科学、8号、2017、67-85、査読有

垣田裕介、高齢者の貧困と子どもの貧困 世代と生涯を横断して捉える視点、世界(岩波書店) 2017年2月号、2017、85-92、査読無

垣田裕介、社会政策における生活困窮者支援と地方自治体、社会政策、第7巻第3号、2016、41-55、査読無

垣田裕介、新たな生活困窮者支援制度の登場と全国の取り組み、部落解放、2016年2月増刊号、2016年、83-91、査読無

垣田裕介、分権的・創造的な生活困窮者自立支援 その可能性と課題、福祉社会科学、第5号、2015年、3-9、査読無

阿部誠、若者就業問題の多様性と社会的包摂にむけた政策の課題、労働社会学会年報、26号、2015、71-97、査読無

椋野美智子、生活困窮者自立支援制度 その意義と可能性、週刊社会保障、2805号、2014年、32-33、査読無

垣田裕介、日本の貧困・ホームレスを捉える視点と支援策のあり方、福祉社会科学、3号、2014、65-80、査読有

〔学会発表〕(計18件)

垣田裕介、伴走型支援という自立支援ホームレス・生活困窮者支援研究と社会福祉、同志社大学社会福祉学会第31回大会、2016年12月10日、同志社大学(京都府京都市)

阿部誠、福祉サービスの広がりと地方政府の役割、第11回社会保障国際論壇、2015年9月12日、成均館大学(韓国・ソウル)

垣田裕介、社会政策における生活困窮者支援と地方自治体、社会政策学会第130回(2015年春季)大会、2015年6月28日、専修大学(東京都千代田区)

垣田裕介、貧困に対するセーフティネットの再編? 日本における貧困対策の新たな試み、第11回社会保障国際フォーラム、2015年9月13日、ソウル(韓国)

垣田裕介、生活困窮者支援からみた社会政策 社会政策学会九州部会第97回研究会、2015年2月28日、大分大学(大分県大分市)

廣野俊輔、生活困窮者支援から考える障害者支援制度の課題、社会政策学会九州部会第97回研究会、2015年2月28日、大分大学(大分県大分市)

垣田裕介、分権的・創造的な生活困窮者自立支援 その可能性と課題 第2回大分大学福祉シンポジウム 2015年2月21日、大分大学(大分県大分市)

阿部誠、若者就業問題の多様性と社会的包摂にむけた政策の課題、日本労働社会学会、2014年10月26日、駒澤大学(東京都世田谷区)

垣田裕介、新たな生活困窮者自立支援制度と伴走型支援、立命館大学人間科学研究所アドバンスト研究セミナーVol.8、2014年10月21日、立命館大学(京都府京都市)

垣田裕介、生活困窮者支援における相談支援のあり方と課題 伴走型支援のスキームと機能、社会政策学会第129回(2014年秋季)大会、2014年10月12日、岡山大学(岡山県岡山市)

〔図書〕(計2件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

椋野 美智子 (MUKUNO, Michiko)
大分大学・福祉社会科学研究所・客員研究員
研究者番号：90307976

(2) 研究分担者

姫野 由香 (HIMENO, Yuka)
大分大学・工学部・助教
研究者番号：10325699

垣田 裕介 (KAKITA, Yusuke)
大分大学・福祉社会科学研究所・准教授
研究者番号：20381030

廣野 俊輔 (HIRONO, Shunsuke)
大分大学・健康福祉科学部・講師
研究者番号：60626232

阿部 誠 (ABE, Makoto)
大分大学・経済学部・教授
研究者番号：80159441

(3) 研究協力者

テレザ スミス (SMITH, Teresa)
西岡 隆 (NISHIOKA, Takashi)
岩間 伸之 (IWAMA, Nobuyuki)